

第1章

公的年金のしくみ

会社員や公務員になると、厚生年金に加入します。

この章では、公的年金の全体像を示し、厚生年金に加入し、保険料を負担することが、どのような給付に結び付くのか、まずその基本となる制度の枠組みを説明します。

1 公的年金の意義

① 社会全体で助け合う国の制度

社会保険のひとつである公的年金は、社会全体で保険料を出し合い、自分を含む社会の一員が、高齢のため働くことが困難になったり、事故や病気で心身に障害が残ったり、一家の大黒柱が亡くなって今後の生活が不安になったりした時に支援を受けることができる国の制度です。このため、自分自身の将来のために保険料を払う民間の生命保険や個人年金とは異なり、一定の要件に該当すれば加入が義務付けられます。

したがって、「自分のことは自分で備えるから保険料は払いたくない」「夫の扶養でいたいから会社の社会保険には入らない」ということは許されません。厚生年金への加入義務がある会社員や公務員であれば毎月の給与から本人の意思に関係なく保険料が控除され、事業所も同額を負担して、国に納付しています。また、基礎年金（国民年金）を受けるときには、保険料だけではなく国庫（税金）がその2分の1を負担しています。

② 「老後」だけではない確実な保障制度

現在の日本の年金制度は「賦課方式」と言って、現役世代の納めた保険料がその時々々の年金受給者の給付財源になっています。これを、厚生労働省は「世代と世代の助け合い」とか「世代間扶養」などと説明しています。しかし、現役世代にしてみれば、「自分の生活も大変なのに、なぜ高齢者のために払わなければならないのか」と不満も出

てくることでしょう。さらに、「いずれ年金制度は破綻する」などいう話を聞くと、ますます納付意欲が失せてしまいます。

しかし、現在年金を受けている人たちも、現役の時には、その時々
の受給者のために保険料を払ってきていますし、未納期間が多かった
り支払った保険料が少なければ、当然受け取る年金も少額になりま
す。若い人も、いま払うべき保険料を払わなければ、将来の自分の年
金額に影響します。賦課方式といっても、結局は自分のために払うし
くみになっているのです。

国民年金がスタートしたのは1961年ですから、すでに制度が始まっ
て60年以上経ちますが、年金制度は潰れるどころか、確実に現役を退
いた人たちの生活を支えています。民間の保険会社が扱う「個人年
金」は、保険会社が破綻することもあります。国の管理する公的年
金は国が存在する限り破綻することは考えられません。

また、「年金」というと「老後の生活費」と考えがちですが、若い
人でも、病気やケガで心身に障害が残った場合や、一家を支える人が
亡くなって残された家族が生活に困ったときの保障にもなっていま
す。社会保障制度ですから、自分が困難な状況になったとき助けても
らうには、日ごろからきちんと保険料を払っておく必要があるのです。

年金制度について知ることで、加入することの意義がわかり、生活
するうえでの安心感にもつながります。

2 国民年金と厚生年金

公的年金には、会社員、法人の役員、公務員、教職員などが加入す
る厚生年金と、日本に在住する20歳以上60歳未満のすべての人が加入
する国民年金があります。2015年9月までは、公務員や教職員が加入

する共済年金がありました。現在は厚生年金に統合されています。

厚生年金加入中の人は、給与から控除されているのは厚生年金保険料だけですが、国民年金にも加入していることとされています*1。

国民年金は、保険料の支払い方で以下の3種類の被保険者に分けられます。

厚生年金		
国民年金 第1号被保険者	国民年金 第2号被保険者	国民年金 第3号被保険者
自営業者、農林漁業従事者	会社員、公務員、教職員など	第2号被保険者の配偶者

*1 制度全体から国民年金に拠出金が支払われています。また、厚生年金に加入するのは70歳までですが、65歳以上の人で年金を受けられる人は、国民年金の第2号被保険者にはなりません。

① 第1号被保険者

農林漁業従事者、自営業者、学生など。自分で月々定額の国民年金保険料を支払います。20歳になった月*2から60歳になる月*2の前月分まで納める義務があり、住所地の市区町村または住所地を管轄する年金事務所で手続きをします。納付が困難な場合は、4種類の保険料免除制度と、納付を先延ばしできる学生納付特例制度や納付猶予制度*3があります。国民年金の第1号被保険者としての納付済期間は、老齢基礎年金*4の額に反映されます。

*2 20歳になった月、60歳になる月とは、誕生日の前日が属する月となります。例えば5月1日生まれの場合は4月、6月5日生まれの場合は6月です。

*3 申請により在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」や、経済的に国民年金保険料を納めることが困難な場合の免除制度・納付猶予制度があります。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

*4 年金制度に加入するときは、「国民年金」ですが、年金を受けるときには「基礎年金」という名称になります。

② 第2号被保険者

会社員や公務員。給与から定率の厚生年金保険料が控除されていますが、勤務先も同額の保険料を負担しています（労使折半です）。加入期間と給与等*⁵に応じて、基礎年金や厚生年金を受給できます。

*5 被保険者が事業主から受ける毎月の給与などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分した標準報酬月額と、賞与総額から千円未満を切り捨てた標準賞与額により、保険料額が決まります（⇒17頁）。

③ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（専業主婦など）。ただし、自分自身で厚生年金に加入している人や年収が130万円以上ある場合は該当しません（⇒25頁）。保険料負担はありませんが、年金額を計算する際には「保険料納付済期間」として扱われ、将来は第1号被保険者と同じように老齢基礎年金が受けられます。健康保険の被扶養者の手続きとあわせて、配偶者である第2号被保険者の勤務先の会社が手続きを行います。

3 3種類の保障制度

① 老齢年金

高齢になって、就労による収入が得られなくなったとき最も頼りになるのは、老齢厚生年金や老齢基礎年金です。公的年金の保険料納付済期間等が最低10年あれば受給資格が得られます。この10年には、厚生年金、国民年金の保険料を納めた期間のほか、国民年金の保険料免除期間（半額や1/4など払うべき分を払った期間）や、学生納付特例、

納付猶予期間なども含まれます。

国民年金の第1号被保険者、第3号被保険者としての納付済期間は老齢基礎年金の額に反映され、厚生年金保険料を支払った期間は、老齢基礎年金（第2号被保険者）と老齢厚生年金の額に反映されます。
(⇒84頁)

② 障害年金

うつ病などの精神疾患や、事故や病気で心身に障害が残った場合、受給要件を満たしていれば20歳以降、障害年金が受けられます。障害年金の受給要件には、障害の程度などのほかに、初診日の証明や、初診日前の保険料納付状況が問われます。初診日が20歳以降の障害年金は、保険料未納期間が多いと受けられないこともあるので注意が必要です。(⇒第5章)

③ 遺族年金

一家の大黒柱が亡くなった時、残された家族の生活を支えるのが遺族年金です。遺族基礎年金は、死亡した人に生計を維持されていた、子のある配偶者等が受給できます。遺族厚生年金は、高齢夫婦で夫が亡くなったあと妻が受けるというケースが多く、夫が受給する場合は55歳以上であること、子のない30歳未満の妻が受給する場合は5年間の期限付き、などの条件があります。なお、公的年金で「子」とは、18歳になった年度の3月31日までにある人（高校卒業まで）、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある人と定義されています。(⇒第6章)

Q&A 1-1

大学生の息子の国民年金保険料は支払うべき？



工場長の吉田さんから扶養家族について質問がありました。
「大学生の息子（太郎さん）あてに国民年金保険料の案内が届きました。学生の納付特例という制度も使えるようですが、保険料を支払ったほうがよいのでしょうか」



大学生の息子さんに所得がなければ、学生納付特例の手続きをすることで、保険料の支払いを先に延ばす特例制度を利用することができます。

大学生の場合は、親の収入に関係なく本人の収入^{*}で、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例」という制度があります。免除期間と異なり年金額には計算されませんが、「年金を受け取る権利に必要な期間（10年）」の計算に含めてもらえます（84頁）。この特例を受けるには、20歳以降、卒業するまで毎年手続きが必要です。また、保険料の納期限から2年を経過していない期間であれば遡って申請することができます。

学生納付特例期間は、その後10年以内に保険料をさかのぼって納付することが出来るので、太郎さんが社会人になってから支払うことにしてもよいでしょう。保険料額はいつ支払うかによって金額が異なるため年金事務所にお問合せして下さい。

もちろん、工場長の吉田さんが太郎さんの国民年金保険料を支払うこともできます（国民年金法88条：世帯主が連帯して納付する義務を

負う)。吉田さんが太郎さんの保険料を支払った場合は、年末調整で申告することにより、所得控除を受けることが出来ます。ちょっとした税金対策にもなります。

※学生本人に扶養親族等がない場合、所得が128万円以下であれば利用可能です。

Tips 学生の無年金者救済について

昭和の時代、20歳以上の大学生は国民年金に加入してもしなくても「どちらでも良い」任意加入の身分でした。収入がないから納付義務を免れるのは実態に即していると思われましたが、20歳を過ぎた後の初診日（⇒163頁）による重度のケガや病気による障害年金を受けることが出来ないという事態が生じました。加入が任意なためこの年金制度にも属していない（国が加入しなくて良いと法律で決めていた）ため、「初診日」に加入していた年金制度がなかったためです。

この事態を受けて、全国的に多くの集団的な20歳前障害（⇒171頁）の請求があり審査請求へと発展しましたが、社会保険審査会はこれらの主張を排斥しました。

その後、特定障害者に対する特別障害者給付制度として救済が図られることになり、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成16年法律第166号）が制定され、1991年4月前の強制被保険者とされていなかった学生や1986年4月前の被用者（会社員や公務員）の配偶者などが任意加入中の初診日より障害の状態になった場合に、請求することにより一定額を「特別障害給付金」として受けられることとなり今日に至っています。

なお、20歳以降の学生は1991年4月施行の法改正より国民年金に強制加入となりました。現在の学生納付特例制度は2002年に出来た制度です。